

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和4年12月2日（金）

出席者

○公安委員会

岩本委員長、板井委員、平川委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、交通部総括参事官、総務課長、監察課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ 警察署協議会委員の委嘱について

警察本部から、昨年度、警察署協議会委員に委嘱された115人のうち、任途中で1人の委員の辞職を受け、その後任として警察署が人選した候補者を新たに委嘱することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり委嘱を決定した。

○ 公文書公開請求に対する決定について

警察本部から、公安委員会に対して請求のあった公文書公開について、大分県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、公文書の一部を公開することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり公開を決定した。

○ 個人情報開示請求に対する決定について

警察本部から、公安委員会に対して請求のあった個人情報の開示について、大分県個人情報保護法条例第18条第1項の規定に基づき、個人情報の全部を開示することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり開示を決定した。

○ 公安委員会に対する苦情の申出について

公安委員会宛に送付された苦情の申出について、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。

○ 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う大分県道路交通法施行細則の改正について

警察本部から、自動車検査証の電子化等を内容とする道路運送車両法の一

部を改正する法律（令和元年法律第14号）が、令和5年1月1日に施行されることに伴い、改正点に関する事務手続を見直し、大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を改正することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり改正を決定した。

○ **運転免許の行政処分について**

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等について、各事案概要、処分内容及び被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を決定した。

報 告 事 項

○ **文教警察委員会による県外所管事務調査の実施結果について**

警察本部から、11月15日から11月17日までの間、皇宮警察本部及び千葉県警察本部において、文教警察委員会による県外所管事務調査の実施結果について、報告がなされた。

○ **監察事項について**

警察本部から、警察職員の規律違反について報告がなされた。

○ **令和4年おおいだ冬の事故ゼロ運動の実施について**

警察本部から、令和4年おおいだ冬の事故ゼロ運動の実施に関し、期間は12月6日から同月12日までの7日間、運動の重点は「飲酒運転の根絶」、「横断歩道でのマナーアップ」、「夕暮れ時と夜間の交通事故防止」であること、一斉行動日として12月6日及び12月12日に朝夕の街頭活動が予定されていることなどについて、報告がなされた。